

平成19年7月12日判決言渡
同日判決原本領収
裁判所書記官 坂井 貴也

平成18年(ワ)第5333号損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成15年(ワ)第28800号)

口頭弁論終結日・平成19年5月17日

判

決

東京都 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人 (1審原告)

● ● ● ●

(以下「1審原告」という。)

同 訴訟代理人弁護士

渡 辺 博

同

井 上 暁

同

鈴 木 仁 史

同

藤 井 陽 子

同

李 春 熙

同

山 口 廣

東京都渋谷区松濤一丁目1番2号

被控訴人兼控訴人 (1審被告)

世界基督教統一神霊協会

(以下「1審被告統一協会」という。)

同 代表者代表役員

大 塚 克 己

東京都 [REDACTED]

被控訴人兼控訴人 (1審被告)

● ● ● ● A

(以下「1審被告A」という。)

埼玉県

上記2名訴訟代理人弁護士

鐘 築 優

[REDACTED]

被控訴人兼控訴人 (1審被告)

● ● ● ● B

(以下「1審被告B」という。)

神奈川県

[REDACTED]

被控訴人兼控訴人 (1審被告)

● ● ● ● C

東京高等裁判所

(以下「1 審被告^C」という。)

東京都^D

被控訴人兼控訴人（1 審被告）

(以下「1 審被告^D」という。)

上記 3 名訴訟代理人弁護士 福 本 修 也

主 文

1 1 審被告らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1 審被告統一協会は、1 審原告に対し、2 億 7 6 2 0 万円（ただし、1 億 9 9 7 0 万円の限度で1 審被告^Aと、1 億 9 6 7 0 万円の限度で1 審被告^Dと、1 億 6 4 6 0 万円の限度で1 審被告^Cと、6 6 0 万円の限度で1 審被告^Bと、それぞれ連帯して）及び別紙損害額一覧表の「1 1 審被告統一協会」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 1 審被告^Aは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会と連帯して1 億 9 9 7 0 万円（ただし、1 億 9 6 7 0 万円の限度で1 審被告^Dと、1 億 6 4 6 0 万円の限度で1 審被告^Cと、6 6 0 万円の限度で1 審被告^Bと、それぞれ連帯して）及び別紙損害額一覧表の「2 1 審被告^A」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(3) 1 審被告^Dは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会及び1 審被告^Aと連帯して1 億 9 6 7 0 万円（ただし、1 億 6 4 6 0 万円の限度で1 審被告^Cと、6 6 0 万円の限度で1 審被告^Bと、それぞれ連帯して）及び別紙損害額一覧表の「3 1 審被告^D」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(4) 1 審被告^Dは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会、1 審被告^A及び

1 審被告^Dと連帯して1億6460万円（ただし、660万円の限度で1 審被告^Bと連帯して）及び別紙損害額一覧表の「4 1 審被告^C」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 1 審被告^Bは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会、1 審被告^A、1 審被告^D及び1 審被告^Cと連帯して660万円及び別紙損害額一覧表の「5 1 審被告^B」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(6) 1 審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 1 審原告の控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2 審を通じ、1 審原告に生じた費用の200分の95、1 審被告統一協会に生じた費用の2分の1、1 審被告^Aに生じた費用の5分の2、1 審被告^Dに生じた費用の5分の1、1 審被告^Cに生じた費用の10分の3及び1 審被告^Bに生じた費用の40分の39を1 審原告の負担とし、1 審原告に生じた費用の10分の1及び1 審被告統一協会に生じた費用の2分の1を1 審被告統一協会の負担とし、1 審原告に生じた費用の25分の3及び1 審被告^Aに生じた費用の5分の3を1 審被告^Aの負担とし、1 審原告に生じた費用の25分の4及び1 審被告^Dに生じた費用の5分の4を1 審被告^Dの負担とし、1 審原告に生じた費用の50分の7及び1 審被告^Cに生じた費用の10分の7を1 審被告^Cの負担とし、1 審原告に生じた費用の200分の1及び1 審被告^Bに生じた費用の40分の1を1 審被告^Bの負担とする。

4 この判決の第1項(1)ないし(5)は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 1 審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

ア 1 審被告統一協会及び1 審被告^Bは、1 審原告に対し、連帯して5億4682万7300円（ただし、3億0819万0300円の限度で1 審被告^Aと、2億3295万8000円の限度で1 審被告^C及び1 審被告^Dと、それぞれ連帯して）及び原判決の別紙「各損害金に対する遅延損害金起算日一覧1」（以下「原判決別紙一覧」という。）の「1. 被告統一協会及び被告^B」の「損害額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金発生日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 1 審被告^Aは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会及び1 審被告^Bと連帯して3億0819万0300円（ただし、2億3295万8000円の限度で1 審被告^C及び1 審被告^Dと連帯して）及び原判決別紙一覧の「2. 被告^A」の「損害額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金発生日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 1 審被告^C及び1 審被告^Dは、1 審原告に対し、1 審被告統一協会、1 審被告^B及び1 審被告^Aと連帯して2億3295万8000円及び原判決別紙一覧の「3. 被告^C及び被告^D」の「損害額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金発生日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1 審被告らの控訴をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1, 2 審とも1 審被告らの負担とする。

(4) (1)につき仮執行の宣言

2 1 審被告統一協会及び1 審被告^A

(1) 原判決中、1 審被告統一協会及び1 審被告^Aの敗訴部分をいずれも取り

消す。

(2) 1 審原告の 1 審被告統一協会及び 1 審被告^Aに対する請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第 1, 2 審とも 1 審原告の負担とする。

3 1 審被告^B, 1 審被告^C及び 1 審被告^D

(1) 原判決中、1 審被告^B, 1 審被告^C及び 1 審被告^Dの敗訴部分をいずれも取り消す。

(2) 1 審原告の 1 審被告^B, 1 審被告^C及び 1 審被告^Dに対する請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第 1, 2 審とも 1 審原告の負担とする。

第 2 事案の概要

1 本件は、1 審原告が、1 審被告統一協会の信者である 1 審被告^A, 1 審被告^B, 1 審被告^C及び 1 審被告^Dらが行った違法な勧誘行為により、多額の献金及び商品の購入をさせられたとして、1 審被告統一協会に対しては民法 709 条又は 715 条の規定に基づき、1 審被告^A, 1 審被告^B, 1 審被告^C及び 1 審被告^D（以下「1 審被告個人ら 4 名」という。）に対しては民法 709 条の規定に基づき、総額 5 億 4 6 8 2 万 7 3 0 0 円の損害賠償（献金額及び商品購入代金額の合計 4 億 5 6 8 2 万 7 3 0 0 円、慰謝料 4 5 0 0 万円、弁護士費用 4 5 0 0 万円）及びこれに対する民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 「争いのない事実」、「争点」及び「争点に関する当事者の主張」は、次項に当審における当事者の補充主張及び反論を追加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第 2 の 1 ないし 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 1 6 頁 8 行目及び同 2 2 頁 5 行目の各「(1 8 0 万円)」をいずれも「(1 9 7 万 4 0 0 0 円)」と改める。

3 当審における当事者の補充主張及び反論

(1) 違法性の判断基準について

ア 1 審原告

1 審被告統一協会は、当初から、対象者に対して共通の統一のマニュアルに基づき先祖因縁の話をして畏怖させ、多額の資金を集めるという違法な目的の下に、組織的かつ計画的に献金及び商品購入の勧誘行為を行い、継続的に対象者に資金を抛出させている。このような献金等の勧誘行為の計画性、組織性及び悪質性にかんがみれば、本件の献金等の勧誘行為の違法性を判断するに当たっては、その手段及び結果のみならず、1 審被告統一協会が、当初から、1 審原告に財産を抛出させて、その財産を収奪し、多額の資金を集めるという違法な目的を有していたことも判断基準に加えるべきである。

イ 1 審被告統一協会及び1 審被告^A

1 審被告統一協会は、献金の勧誘行為も商品の販売行為も行っていないし、マニュアルなるものを作成したこともない。また、先祖因縁の話や家系図に基づき家系の将来の話をすること自体は、害悪の告知とはいえないし、献金額の多寡は、害悪の告知があったか否かとは関係がない。

なお、献金等の行為の社会的相当性の判断に当たり、目的を判断基準に加えるとしても、目的の違法性だけでは、社会的相当性がないとはいえない。目的に加えて、方法及び結果の違法性も併せて考慮すべきである。

ウ 1 審被告^B、1 審被告^C及び1 審被告^D

宗教活動の目的は、宗教教義に密接にかかわるものであり、そもそも、裁判所が立ち入って判断することなどできないものである。1 審被告統一協会では、「祝福（合同結婚式）を通じた原罪清算による全人類の重生復活と恒久的世界平和の実現」を宗教活動の目的として、様々な活動を行っているが、その諸活動は、信者からの献金で支えられている。1 審被告統一協会の宗教活動の目的を不当な利益獲得にあるなどと決め付けた上、そ

の活動をすべて違法と断ずる1審原告の論法は、乱暴極まりない議論であるといわざるを得ない。

(2) 違法性の評価方法について

ア 1審原告

1審被告統一協会による献金及び商品購入の勧誘行為は、当初から、多額の財産を抛出させるという一貫した目的に基づいて行われ、密接に絡み合ったものであるが、そうした目的や自らが宗教団体であることを隠匿していること、共通の統一的マニュアルに基づき先祖因縁等の害悪を告知し、人の恐怖心や不安をあおり、これにつけ込んでいる点で、単なる財産的損害とは異なり、人間の尊厳自体を踏みにじるものであること、特に、1審原告については、不法行為が10年以上もの長期間にわたっており、支出額も莫大であることから、一連の献金等の勧誘行為を各段階・各局面に分断して、その手段・方法の違法性のみを個別的に判断するのではなく、勧誘行為を一体として観察し、その一部分を構成する行為としての位置付けの中で、違法性を総合的・一体的に判断することが不可欠である。

1審原告は、平成3年に1審被告統一協会に勧誘されて以降、長年にわたり、反復継続して1審被告統一協会の教義や■■■家の先祖の因縁話を植え付けられたため、献金をしなければ、自分や家族が地獄に堕ち、家族にいかなる災難が及ぶかも分からないという、継続的な畏怖・誤信状態に陥り、正常な判断ができない状態にまで教え込まれていた。したがって、ある時は畏怖・誤信状態に陥って献金等をしたのに、別のある時は畏怖・誤信状態に陥らず自由意思に基づき献金等をしたなどということとはあり得ないから、本件では、個別の献金等の際に、何ら害悪の告知がなかったり、あるいは、告知された害悪の程度が以前よりも弱いものであったとしても、当該献金等は、畏怖・誤信状態により行われたものと評価すべきである。すなわち、本件は、献金等の各行為ごとに、個別に欺罔・脅迫が行われ、

それに基づき畏怖・誤信状態が生じて献金等が行われて、献金等が終わると、その畏怖・誤信状態が解消したというような事案ではないから、継続的な不法行為として違法性を判断すべきである。

1 審原告がした献金や商品購入の額は、極めて多額であり、1 審原告が、何らの害悪の告知もされることなく、自らの自由意思によって、これらの献金や商品購入をしたなどとは考えられない。1 審原告は、1 審被告らの因縁話により先祖因縁等を植え付けられて畏怖状態に陥って以降、献金や商品購入を反復・継続しているから、これらの行為には、特段の事情がない限り、1 審被告らの違法行為が介在したと推定すべきである。長年にわたり多額の献金等が繰り返されてきた本件において、各献金等の際の個別具体的な欺罔・脅迫文言を1 審原告が記憶していない限り、それらを1 審原告の自由意思に基づく献金等と評価するというのは、不法行為の被害者の救済及び社会正義の実現という観点からして、極めて不当というべきである。

イ 1 審被告統一協会及び1 審被告^A■■■

1 審原告の主張は、証拠主義（経験則）を無視した暴論である。個別の献金等の行為の際に、何ら害悪の告知がなかったり、あるいは、害悪の告知が以前よりも弱いものであった場合には、畏怖して献金等をしたとはいえない。仮に、継続した畏怖・誤信状態にあったとしても、各献金等の際に何らかの具体的な害悪の告知がないならば、畏怖して献金等をしたとはいえないから、各行為を違法と断ずることはできない。

ウ 1 審被告^B■■■, 1 審被告^C■■■及び1 審被告^D■■■

献金は、宗派を問わず、信仰心の発露の一形態であって、その額の多寡が各人の資力や当該献金の具体的な動機等によって異なってくるのは当然であり、多額の献金がされたからといって、害悪の告知があったなどと評価することはできない。

1 審原告は、いずれの献金についても自発的に申し出ているし、人参茶等の商品についても自らの意思により喜んで購入して愛用していたのであり、本件の献金や商品購入の行為には何ら違法性がない。

(3) 教義を悪用した献金等勧誘行為について

ア 1 審原告

1 審被告統一協会の教義は、単なる教えではなく、その実践が求められ、信者による「経済活動」と呼ばれる資金獲得活動（いわゆる靈感商法）の動機となる一方で、1 審原告のような被害者の恐怖をあおって献金等をせざるを得なくなる心理に追い込むことに使われている。1 審原告は、献金等が1 審被告統一協会の教義の支柱である「万物復帰」の実践だからと言われ、しかも、1 審被告^Dや1 審被告^Bらのアベル（先輩格の信者）の指示に逆らうことは、神に逆らうことで、重大な罪であると教え込まれていたため、献金等を拒否することができなかった。また、1 審原告は、霊界にいる夫が救いを求めている、[■]家の先祖の因縁のために夫が病気で苦しんで早死にしたと言われると、本気になって信じたし、同じ運命を子や孫が背負わなくて済むようにするためには、1 審原告自身が氏族メシアとして貢献し、祝福を受けなければならないと言われると、真剣に受け止めざるを得なかった。このように、1 審被告統一協会は、その教義を用いて1 審原告の不安を殊更あおり、その不安を免れるためには信者らの指示に従って献金等を繰り返すしかないという精神状態に1 審原告を追い込み続けたのである。

イ 1 審被告統一協会及び1 審被告^A

1 審被告統一協会は、いわゆる靈感商法などは行っていない。1 審被告統一協会の教義である「万物復帰」とは、「墮落し万物より劣る身になった人間が親なる神の御元に帰るために、人間より清い万物を神の前に献祭し、神への信仰と愛とを取り戻すこと」であり、ここでいう「復帰」とは、

万物の所有権や占有を神に移転することを意味するのではなく、神を中心とした愛と心情で万物を主管（管理）すること、すなわち、人間が人間本来の価値を取り戻して万物を責任をもって主管し愛するという内的な精神状態に戻ることを意味しているから、この教義が、経済活動を行ってお金をもうけたり、ましてや、相手を不安に陥れたり困惑させたりして、他人の財産を奪い取るような行為を正当化する根拠として解釈される余地など全くない。そのように解釈する者がいるとすれば、それは、1審被告統一協会の教義を曲解・誤解するものであり、あるいは、意図的に1審被告統一協会の信仰と不法な経済活動とを結び付けようとする「こじつけ」を行おうとするものである。

また、献金は、信者が、信仰心に基づき、自らが幸せになるために行うものであって、害悪の告知や心理的圧迫があつたら、通常、献金はしないものであり、金額の多寡は関係ない。ましてや、恐怖心からは、献金はできない。1審原告は、身内などと相談する時間が十分あつたのであり、献金が自由意思によらないものであつたのであれば、献金の決意を翻すことはいつでもできたはずである。

ウ 1審被告^B、1審被告^C及び1審被告^D

1審原告の主張は、1審被告統一協会の教義を勝手にねじ曲げて解説し、そのねじ曲げた教義解釈との関連で違法性を論じようとするものであり、全く不当というべきである。

(4) 韓国・清平修練会での欺罔・脅迫行為について

ア 1審原告

1審被告統一協会は、信者から財産を収奪するための手段として、韓国・清平での修練会を利用してきた。1審被告統一協会は、信者らに対し、清平修練会に参加し、先祖解怨式や役事等の儀式を行わなければ、悪霊を分立することができず、先祖が霊界において悪霊に苦しめられるとともに、

信者本人らも病気等で苦しむことになる」と教え込み、清平修練会への参加を強要していた。そして、清平修練会に参加するためには、各種名目での献金が必要になるとして、信者から多額の金員を収奪していた。また、清平では、修練会に参加した信者らに悪霊や先祖因縁の恐怖を強烈に植え付けることで信者らを更なる畏怖・誤信状態に追い込むとともに、1審被告統一協会の教義に対する依存を確固たるものとし、帰国後、信者らが必死で伝道と献金を行わざるを得ないような精神状態を作出していた。

1審原告が献金名下に多額の献金をさせられた時期は、まさしく、1審被告統一協会において清平修練会を利用した献金勧誘行為が活発に行われるようになった時期と重なっており、1審原告は、多数回にわたり清平修練会に参加させられ、その度に多額の献金を強要された。すなわち、1審原告は、1審被告統一協会から、平成6年5月18日の水澤里修練会行きを皮切りに、平成15年1月31日の清平修練会行きまで、9年間に17回もの韓国・修練所行きを命じられ、とりわけ、清平修練会には13回も参加させられた。この多数回にわたって参加させられた清平修練会において、1審原告は、1審被告統一協会から、早朝から深夜まで、繰り返し、日本人が韓国で強制連行、従軍慰安婦の徴用等の残虐行為を繰り返してきたことを強調され、その結果、日本人の体の中には恨みを持った韓国人の霊がウジ虫のように住み着いており、それが日本人の体にアトピー性皮膚炎、喘息、癌等の疾患を発生させるなどという、おどろおどろしい脅迫文言を浴びせられた。そして、これら悪霊をはらうためには、自らの持つ財産を天に捧げる所有権返還が必要であると繰り返し言われ続けた。こうした欺罔・脅迫を受け続けた1審原告は、韓国からの帰国後、再び1審被告統一協会の信者らによる献金の強要を受け、献金をさせられたのである。

イ 1審被告統一協会及び1審被告■■■■^A

清平修練会には、希望する信者だけが参加するのであって、信者は、そ

の参加を強制・強要されることはない。1 審原告も、自ら希望して参加し、真に感銘を受けたからこそ、何度も訪韓しているし、1 審原告による献金は、訪韓の後、相当の期間が経過してからされたものが多いから、献金の際に清平修練会での体験により献金を拒否し難い心理状態にあったなどとは到底いうことができない。

そもそも、清平修練会での行事や説教は、殊更に不安や恐怖心をあおる内容のものではない。清平修練会では、霊的な話もあるが、全世界に派遣する国家メシアや日本全国の指導者のための教育や純粹に信仰心に基づく儀式等が行われているのであって、殊更に参加者に悪霊の恐怖を植え付けるような活動は行われていない。霊界の実相について真理を語ること自体を1 審原告が違法と主張するというのであれば、それは、信仰の自由ないし信仰的表現の自由を著しく侵害するものであって、到底容認することができないものではない。

1 審原告による献金は、すべて、1 審原告が信仰心に基づき自由意思によって行ったものであり、1 審被告統一協会が殊更に1 審原告の不安や恐怖心をあおるなどの不当な方法を用いたことはないし、1 審原告が正常な判断が妨げられた状態で過大な献金をしたという事実もない。

ウ 1 審被告^B■, 1 審被告^C■及び1 審被告^D■

1 審被告統一協会の教義は、霊界の実在を大前提としており、霊界や霊能力、役事の効果等を信じるか否かは、結局、個々人の信仰・内心の問題であり、何らかの霊的恩恵を感じなければ、1 審原告を含めて多くの信者らが清平に何度も足を運ぶはずがない。清平修練会での行事等が詐欺的であるなどという1 審原告の主張は、信仰に対する侮辱以外の何ものでもない。1 審原告は、自らの意思で喜んで、先祖解怨、亡夫との霊肉祝福等の行事に参加したのである。

(5) 献金額の特定方法について

ア 1 審原告

1 審原告から 1 審被告統一協会への各献金については、1 審被告統一協会が金銭授受の証拠を残さないようにするため、銀行振込ではなく、現金授受の方法によっており、また、同じ理由から、1 審被告統一協会から領収証、受領証等が一切交付されていない。しかも、1 審原告は、平成 3 年から平成 15 年 6 月ころまでの約 12 年という長期間にわたり、多数回にわたる献金を繰り返し強要されてきた。これらの事実からすれば、献金受領者がその正確な受領額を開示しなければ、献金者側において一つ一つの献金の日付と金額を特定することは極めて困難である。本件では、預金口座の取引履歴及び金融機関担当者の調査結果から、各預金口座から現金の引き出しがされたこと自体は特定することができるところ、農業を営む高齢の婦人である 1 審原告の日常生活において 100 万円を超える多額の現金を頻繁に引き出すことなどあり得ないし、一般社会通念上、個人が管理する預金口座において 100 万円を超える金員の使途が分からないということも考え難い。

以上のような献金額の特定の困難性、証拠が偏在している当事者間の公平及び社会正義の観点からすれば、各預金口座から引き出された現金のうち、使途が明確でないもの以外で 100 万円を超えるものは、すべて 1 審被告統一協会への献金であると特定するのが極めて合理的であるというべきである。

1 審被告統一協会が開示した情報は、原資料が裏付け資料として提出されていないから、その真偽を確認する術がなく、信用性が担保されていないというべきであるし、その内容も極めて不十分なものであって、明確な開示があったとは到底いうことができない。

イ 1 審被告統一協会及び 1 審被告 A

献金は無記名で行われるため、献金者の氏名、献金額等の記録はなく、

領収証も発行されないから、1審被告統一協会は、献金額の多寡にかかわらず、献金の経緯を知る立場にはない。しかし、1審被告統一協会は、信徒会のメモに基づき1審原告による献金の事実を調査し、1審原告が失念して主張しなかった献金の日付と献金額についてまで開示している。

預金口座から引き出された金員のうち、100万円を超えるもので用途が分からないものは、すべて1審被告統一協会への献金であると特定すべきであるという1審原告の主張は、全くの暴論である。

ウ 1審被告^B■、1審被告^C■及び1審被告^D■

1審被告統一協会は、本来応じる必要も義務もないにもかかわらず、1審原告が失念して主張しなかった献金の日付と献金額も含め、自らに不利益な献金の事実を開示している。

1審原告は、解約した定期預金を新規に定期預金にしていながら、解約した事実だけを取り上げて、これを献金したなどと虚偽の主張をし、その点を1審被告らから指摘されると、主張を変更するなどしてきており、1審原告の献金額の主張及びその特定方法には信用性がない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者、1審原告が1審被告統一協会にかかわった経緯、1審原告がした献金及び商品の購入に関する事実経過は、以下のとおり原判決を訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決25頁20行目の「甲B47」の次に「甲B124、125」を加え、同頁21行目の「原告本人」を「原審及び当審における1審原告本人」と改める。

(2) 原判決26頁5行目の括弧内の証拠に「甲B124〔1ないし3〕」を加え、同行目の末尾に「1審原告は、^E■の死亡により、同人の遺産から約9億円を相続した（原審における1審原告本人〔7〕）。」を加える。

(3) 原判決 3 1 頁 8 行目の括弧内の証拠に「甲 B 1 2 5 [3, 4)」を加える。

(4) 原判決 3 2 頁の c の項（同頁 2 行目ないし 5 行目）を次のとおり改める。

「c なお、1 審被告 ^B 及び証人 ^N は、原審において、1 0 0 0 万円のうち 6 0 0 万円については弁済がされた旨供述ないし証言するが、その弁済を裏付ける客観的証拠は存在せず、この 1 0 0 0 万円の貸付をめぐる 1 審被告 ^B 及び証人 ^N の原審における供述等部分を採用することができないことは上記 b のとおりであるから、上記弁済に関する同人らの供述等部分も採用することができない。」

(5) 原判決 3 2 頁 1 3 行目の括弧内の証拠に「甲 B 1 2 5 [7))」を加える。

(6) 原判決 3 3 頁の (イ) の項（同頁 2 0 行目ないし 2 4 行目）を次のとおり改める。

「(イ) なお、1 審原告は、原審において、5 0 0 0 万円は貸付ではなく、最初から献金として 1 審被告統一協会に交付した旨供述するが、後記(5)ア(ア)のとおり、平成 7 年 8 月 4 日に、この 5 0 0 0 万円の借入金を献金に振り替え、これに、同月 9 日にした 7 0 0 万円の献金を加えた合計 5 7 0 0 万円の献金について、同月 1 1 日に献金式が行われていること、また、原審証人 ^N が 5 0 0 0 万円の交付を受けた際に竹の塚信徒会本部長 ^シ 名義の借用証を差し入れた旨証言していることに照らして、上記の供述部分は採用することができない。」

(7) 原判決 3 4 頁 1 1 行目の「ア(ア)」のうち(ア)及び同 3 5 頁の (イ) の項（同頁 8 行目ないし 1 8 行目）を削除し、同 3 6 頁 4 行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「ウ ところで、1 審原告は、原審において、平成 7 年 8 月ころ、^シ から、「先祖の因縁のために、^シ 家は絶家の家系である。財産は因縁が強いものなので、^シ 家の中心であるあなたが財産を神にお返しして清め、因縁を払わなければ、^シ 家はどんどん衰退していく。このままでは、

あなたの子供たちや子孫にも大変なことが起こる。」旨告げられ、1審原告は来年58歳だから、2000万円に8のついた800万円を加えた2800万円を支払うよう迫られた旨主張し、これに沿う供述ないし陳述記載をしている（原審における1審原告本人〔9〕、甲B47）。

しかし、この2800万円の献金に関する1審原告の主張は、当初は、平成7年8月9日に全額を献金したとしていたものを、後に、同日に700万円、翌平成8年10月28日に2100万円を献金したとして、主張を変遷させているところ、1審原告が主張するように、^上黒丸が1審原告に対して先祖因縁の話をして2800万円の献金を迫ったとするならば、献金を2回に分けた上で、その2回目の献金の実行を1年以上も先延ばしにしたというのは、いかにも不自然である。上記2100万円の献金については、その献金があったこと自体は当事者間に争いがないが、1審被告らは、この献金は「現代の摂理」の講義の後の呼び掛けに応じて1審原告が申し出た献金であって、先祖因縁や家系の話と無関係であるとして、当該献金の経緯について1審原告とは全く異なった主張をしており、これに沿う証拠（乙イ7〔3〕、乙イ9〔4〕、原審における証人^上黒丸〔10〕）も存在することに照らすと、上記1審原告の原審供述は直ちに採用することができず、他に1審原告の上記主張を裏付けるに足りる証拠はない。

したがって、上記2100万円の献金に関する1審原告の主張は採用することができない。なお、700万円の献金については、上記アで認定したとおりである。」

- (8) 原判決36頁20行目の「献金」を「一人当たり320万円の献金」と改める。
- (9) 原判決37頁2行目の「帰国後の同月4日」を「帰国後」と改める。
- (10) 原判決37頁の(8)の項（同頁6行目ないし22行目）を次のとおり改める。

「(8) 独身祝福献金

■は、平成9年6月、独身祝福の意義や価値について竹の塚教会で講義を受けた1審原告に対し、「この世の人間は、祝福を受けることが唯一天国に行く道であり、祝福を受けなければ、地獄に行くことになります。ご主人を亡くされた独り身の方でも、お父様のおかげで祝福が受けられます。祝福を受けるためには、70万円の祝福献金が必要です。」などと述べて、献金をするように勧めた（甲B47〔11〕、原審における1審原告本人〔10〕）。

1審原告は、「祝福を受けなければ、夫に申し訳ない。夫と共に祝福を受けて、霊界へ行っても夫と一緒にいたい。」との思いから、同月26日、独身祝福献金名下に70万円を1審被告統一協会に交付した（乙イ7〔3〕、原審における証人■〔12、13〕、原審における1審原告本人〔10、21〕）。

1審被告統一協会は、同年7月18日、竹の塚教会において1審原告の独身祝福式を開催した（甲B16の1ないし5）。』

- (11) 原判決38頁のイの項（同頁10行ないし14行目）を次のとおり改める。

「イ これに対し、1審被告らは、この献金は1審原告が母親の分も含めて二人分を献金すると申し出て、自らの意思で献金したものである旨主張するが、上記アのとおり、1審被告統一協会の信者は、1審原告に対し、「あなたの分だけでは足りず、お母さんの分も併せて献金しないと、お母さんも助からず、地獄に行くことになる。」などと具体的な害悪を告知して、自分の分に加えて母親の分まで献金させたこと、その献金額が合計420万円という少くない金額であることを考え併せると、この献金は、上記信者の言動により1審原告が不安や恐怖心に駆られてしたものであると認めるのが相当である。」

- (12) 原判決38頁16行目冒頭の「ア」を削除し、同39頁2行目ないし3行

目の括弧内の証拠及び同頁 11 行目の括弧内の証拠にいずれも「甲 B 124 [11]」を加え、同頁のイの項（同頁 12 行目ないし 17 行目）を削除する。

- (13) 原判決 39 頁ないし 40 頁の(11)の項（同 39 頁 18 行目ないし同 40 頁 23 行目）を次のとおり改める。

「(11) 霊肉祝福献金

1 審被告統一協会の信者らは、平成 11 年 2 月、1 審原告に対し、「夫婦は、二人合わせて初めて健全な家庭といえます。亡くなったご主人のためにも、ご主人（「霊」）と生きているあなた（「肉」）が一緒に祝福を受ける必要があります。霊肉祝福を受ければ、ご主人が地上界のあなたのところに来て一つになることができます。そうすれば、いつでも亡くなったご主人を身近に感じることができます。霊肉祝福を受けるためには、一人 70 万円、夫婦二人分で 140 万円を献金しなければいけません。」などと述べて、献金をするように勧めた（甲 B 47 [12]、原審における 1 審原告本人 [11]、弁論の全趣旨）。

その後、1 審原告は、霊肉祝福について講義を受け、その意義や聖酒式、祝福式、真のご父母様の祝祷、聖別期間、三日行事等の各種行事の流れ等を学んだ後、同月 7 日、韓国・ソウルで開催された国際合同祝福結婚式に、自らは白い式服を着て、手に宏文の白い式服を持って、参加した（甲 B 17 の 1、18 の 1 及び 2、19、21、22 の 1、47 [13]）。

韓国から帰国した 1 審原告は、同月 23 日、霊肉祝福献金名下に二人分の合計 140 万円を 1 審被告統一協会に交付した（甲 B 47 [13]、弁論の全趣旨）。』

- (14) 原判決 41 頁 2 行目の「甲 B 50 [4]」を削除し、同頁 6 行目の括弧内の証拠に「当審における 1 審原告本人 [2、3]」を加える。

(15) 原判決41頁24行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「なお、1審原告は、本件での献金額の特定の困難性、証拠が偏在している当事者間の公平及び社会正義の観点から、預金口座から引き出された現金のうち、使途が明確なもの以外で100万円を超えるものは、すべて1審被告統一協会への献金であると特定するのが合理的である旨主張する。確かに、本件では、約12年間にわたり献金が繰り返されてきていることから、その一つ一つの日時や金額の特定が容易でないことは理解することができるものの、預金口座から引き出された現金のうち、使途が明確でないもの以外で100万円を超えるものは、すべて1審被告統一協会への献金であると推定することになれば、1審被告らにおいて、1審原告が預金口座から引き出した現金の使途について具体的な反論・反証をすることになるが、それは、1審原告において預金口座その他の証拠から献金の額等を特定して献金の事実を立証することとの比較において、直ちに容易であるといえるか疑問が残る（特に、1審被告個人ら4名にとっては、1審原告と比較して、証拠の偏在があるとも断定し難い。）こと、また、そもそも、本件の当事者間に、預金口座から引き出された現金で使途が不明なものは、100万円以上であれば、1審被告統一協会への献金であると通常推認することができるような関係があったとも認められないこと、さらに、本件では、1審被告統一教会は、1審原告主張の献金をすべて争うというのではなく、信徒会のメモに基づき、1審原告による献金の事実を調査し、1審原告が失念していて主張しなかった献金の事実についてまで特定して開示していることを考え併せると、1審原告の上記主張は採用することができないというべきである。なお、献金の日付や金額は、当該献金の同一性を特定するためのものであるから、その日付や金額（ただし、上限を超えない。）が主張と厳密に一致するまでの必要性はない。」

(16) 原判決42頁10行目の「甲B24の2ないし5」の次に「甲B125

〔8〕」を、同頁13行目の「甲B47〔18, 19〕」の次に「当審における1審原告本人〔3〕」をそれぞれ加え、同頁14行目の「供述」を「原審における1審原告本人の供述」と、同頁16行目の「献金額」を「献金額等」とそれぞれ改め、同頁23行目ないし24行目の「弁論の全趣旨」の前に「乙イ8〔3〕」を加える。

(17) 原判決43頁のイの項(同頁3行目ないし11行目)を次のとおり改める。

「イ なお、1審原告は、同年1月25日に350万円を、同年2月7日に200万円を、同月21日に2000万円を1審被告統一協会に交付した旨主張し、当審において、これに沿う供述をする(甲B47(同人の陳述書)にも同旨の陳述記載がある。)ほか、1審原告が平成13年12月4日に2冊目の聖本を受け取っていることが認められる(甲B26の1及び2, 47)が、1審原告の場合には、献金の累積額が3000万円に達した時期と聖本が交付された時期とが必ずしも一致していないこと(弁論の全趣旨)、前記(12)イのとおり、献金の特定方法が十分なものとは言い難く、1審原告の主張及び原審供述があいまいであること、これに対し、1審被告らの献金額の主張には一定の信用性が認められることに照らして、1審原告の上記献金に関する供述部分及び陳述記載をもって上記献金の事実を認めるには十分ではない。なお、1審原告は、平成13年1月25日の献金額は、1審被告統一協会が自認する250万円ではなく、350万円であるとして、当審において、当日、献金を竹の塚教会まで自転車で運び、帰宅途中に転倒して胸部を強打し、当時の■■■■教域長から、「献金をしたから、これぐらいの怪我で済んだのですよ。献金をしていなかったら、もっと大きな交通事故に遭っていたよ。」などと言われた印象的な出来事があったので、献金額が350万円であることに間違いはない旨供述するが、平成13年には頻繁に献金が繰り返されており、その額も十数万円から数千万円までと実に様々

であるから、献金額について1審原告の記憶誤りの可能性も否定することができないし、1審原告から数千万単位の多額の献金が何回もされた事実を認めている1審被告統一教会が、同日の献金の事実自体は認めながら、あえて金額を250万円であったと過小に主張すべき合理的理由があるとは考え難いことからすると、上記供述をもって献金額が350万円であったと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」

(18) 原判決43頁14行目の「甲B29」を削除する。

(19) 原判決46頁のエの項（同頁13行目ないし24行目）を次のとおり改める。

「エ 1審原告は、平成14年7月14日、1審被告^Dの指示で、さいたまスーパーアリーナで行われた文鮮明の三男である顕進が出席した大会に参加し、「平和のための種にならなければならない。主人になりなさい。いつまでも人に言われてするのではなく、自分からしなければ、主人にはなれない。」などの話を聞いた（甲B30、125〔13〕）。その翌々日の16日、1審原告は、1審被告^A、1審被告^D及び^Aからレストランに呼び出され、同所において、1審被告^Aから、「献金は、人に言われてするものではなく、自分で進んでやるものです。」などと説得され、献金は自分から進んでやらなければ意味がないとの心理的圧力を加えられた結果、自ら献金すると申し出て、同月19日、3000万円を1審被告統一協会に交付した（甲B47〔23〕、51、55〔17〕、125〔13〕、乙イ8〔6〕、原審における1審被告^A本人〔17〕、同1審原告本人〔32〕、弁論の全趣旨）。

1審被告らは、この献金も1審原告が自らの意思でしたものであると主張するが、この献金は1審被告^Aらによる上記の説得があつて初めて1審原告から申し出られたものであること、1審原告がいかに資産家

であったとしても、何らの害悪の告知を受けることなく3000万円もの大金を自ら進んで献金するとは通常考え難いこと、さらに、1審原告が、当時の心理状態を思い起こして、献金をしなければ日本が滅びて■家も滅び、子や孫が不幸になることは何としても避けなければならないという思いに追い詰められていたと陳述記載している(甲B125〔13])ことを考え併せると、この献金は、1審被告^Aらの言動により1審原告が不安や恐怖心に駆られてしたものであると認めるのが相当である。」

(20) 原判決47頁5行目の「甲B47〔23〕」の次に「甲B125〔14〕」を加える。

(21) 原判決47頁9行目の「原告に対し、」から同頁11行目までを次のとおり改める。

「1審原告に対し、「あなたのご主人は、7000万円だと言っています。■家の財産は、この時のために、あなたに託されているのですよ。」などと述べて献金を迫り、そんな高額な献金はできないと言う1審原告をして、無理矢理、7000万円の献金を決意させた(甲B47〔23〕、125〔14〕、原審における1審原告本人〔13〕、37〕、弁論の全趣旨)。」

(22) 原判決47頁14行目の「62」を「62の1及び2」と改める。

(23) 原判決47頁ないし48頁の力の項(同47頁22行目ないし同48頁9行目)を次のとおり改める。

「~~カ~~平成14年9月、1審被告統一協会の信者ら(1審原告を含む。)は、来る10月3日に第15回世界統一国開天日の式典を迎えるに当たり、33数の献金(イエス様が亡くなられた時の年齢33歳にちなんだ献金)をしようとしていたところ、1審原告は、母親がちょうど入院して手術を受けることになったことから、母親の手術の成功を祈願して、母親の分も含めて66万円の献金をするを申し出て、同年9月20日、竹

の塚駅まで来てもらった1審被告^Dに対し、献金名下に66万円を交付した。その後、教域長であった1審被告^Aは、1審原告から頼まれて、母親が入院している病院に赴き、母親に聖酒を飲ませて、お見舞いをした（甲B47〔24〕、乙ロ3〔10〕、原審における1審原告本人〔37, 38〕、原審における1審被告^D本人〔8, 9〕。）」

- (24) 原判決48頁ないし49頁のAの項（同48頁13行目ないし同49頁16行目）を次のとおり改める。

「A 1審被告^A及び1審被告^Dは、平成15年1月初旬ころ、竹の塚教会の信者ら（1審原告を含む。）に対し、真のお母様の還暦祝いとして60万円を献金するように呼び掛けていたが、1審原告は、1審被告^Aから、「あなたは、選ばれて韓国に行く立場の人ですから、この数倍の献金をするとよい。」などと言われ、献金額の上乗せを勧められた。そこで、1審原告は、1審被告^Dに対し、5倍の300万円の献金することを申し出たところ、1審被告^Dから、^A「^A教域長が、あなたの旦那さんが来て話をしたと言っていました。それをあなたに伝えてほしいということです。」などと言われたため、300万円では足りないと考え、600万円の献金することを決意し、同月9日、真のお母様の還暦祝い献金名下に600万円を1審被告統一協会に交付した（甲B47〔24〕、65、原審における1審原告本人〔39〕、原審における1審被告^A本人〔11〕、弁論の全趣旨。）」

- 2 争点(1)（1審被告統一協会の信者らによる1審原告に対する献金及び商品購入の勧誘行為の違法性の有無）について

(1) 違法性の判断基準及び評価方法

A 一般に、特定の宗教の信者が、当該宗教の教義にのっとり、あるいは、当該宗教の布教活動に伴い、献金等を勧誘する行為は、社会通念上、相当な範囲にとどまっている限りは、信教の自由に由来する宗教活動の一環と

して当然許容されるべきものである。そして、宗教団体が信者に対して献金等を勧誘するに当たり、教義に従って霊的な存在や死後の世界あるいは吉凶禍福について説くこと自体は、直ちに違法と評価されるべきものではないというべきである。

しかし、献金等を勧誘する行為が、上記の教義についての一般的な説法の域を超えて、相手方に具体的な害悪を告知したり、心理的な圧迫を加えるなどして、殊更に相手方の不安や恐怖心をあおり、その結果、相手方が自由な意思決定を阻害された状態で献金等をさせられたと認められる場合には、当該献金等の勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価されるものというべきである。

そして、当該献金等の勧誘行為の違法性を判断するに当たっては、具体的な害悪の告知等の有無、害悪の告知等がされた際の状況、告知された害悪等の内容、献金等の時期、その金額の多寡等のほか、相手方の資産状況等も総合して勘案するのが相当である。

イ(ア)ところで、1審原告は、本件献金等の勧誘行為の違法性を判断するに当たっては、1審被告統一協会が当初から1審原告を含む信者からその財産を収奪するという違法な目的の下に組織的かつ計画的に献金等の勧誘を行っているから、1審被告統一協会が上記違法な目的を有していたことも判断基準に加えるべきであると主張するが、本件の全証拠によっても、本件における約12年間にわたる献金等の勧誘行為のすべてが、1審被告統一協会がいわば宗教活動に藉口して信者から組織的かつ計画的にその財産を収奪するという違法な目的をもって行ったものであるとまでは認めることはできないから、1審原告主張の「違法な目的」は、その有無を含めて、上記の具体的な害悪の告知の有無等を判断するに際して考慮すれば足りるというべきである。

イ(イ)また、1審原告は、1審被告統一協会から、長年にわたり反復継続し

て■家の先祖因縁等の話を植え付けられ、継続的な畏怖・誤信状態に陥り、正常な判断ができない状態にまで教え込まれていたから、献金等の勧誘行為の違法性は、各献金等ごとに個別的に判断するのではなく、継続的な不法行為として総合的・一体的に判断すべきである、あるいは、個別の献金等の際に害悪の告知がなくても、当該献金等は畏怖・誤信状態で行われたものと評価し、推定すべきであるなどと主張する。しかしながら、本件では、約12年間という長期にわたって献金等が繰り返されてきたものであり、献金等の勧誘が行われた状況も、また、献金等がされた動機やその金額も、前記1に認定のとおり、実に様々である。また、前記1の認定事実及び弁論の全趣旨によると、1審原告は、平成3年に1審被告統一協会の信者になって以来、1審被告統一協会の宗教活動に参加する以外は、それまでと同様、農業に従事しつつ、自宅を中心とした通常の社会生活を送っていたものと認められるところであり、その間に、1審被告統一協会からその教義について講義を受けたり、1審被告統一協会の種々の行事に参加したりしているが、一般に、宗教団体が信者に対してその教義について講義をしたり、各種行事への参加を求めること自体は、宗教活動の範囲内のことであって、そのことから直ちに1審原告が自由な意思決定を阻害された状態にまで追い込まれ、しかも、それによる畏怖・誤信状態が1審被告統一協会を脱会するまでの長期間にわたって継続していたものと推認することもできない。そうすると、個別の献金等の際に具体的な害悪の告知がなくても、約12年間にわたる献金等のすべてが畏怖・誤信状態で行われたものと評価したり、推定したりすることはできないものというべきである。したがって、本件各献金等の勧誘行為の違法性は、個別に判断するのが相当であり、1審原告の上記主張も採用することができない。

(ウ) さらに、1審原告は、1審被告統一協会が「万物復帰」等の教義を悪

用した、いわゆる靈感商法によって、信者から財産を収奪しているかのごとき主張もするが、1審原告は平成3年ころから1審被告統一協会の信者であった者であり、本件の全証拠によっても、本件における商品購入の勧誘行為（その大部分は、平成12年から平成14年にかけて行われている。）がいわゆる靈感商法によるものであったとまでは認めることはできない（後記2(4)及び(16)ないし(19)のとおり、本件では、いずれの商品の購入の際においても、1審被告統一協会の信者らが1審原告に対し、具体的な害悪を告知したり、心理的圧力を加えるなどして、殊更に1審原告の不安や恐怖心をあおったような事情はうかがわれない。）。さらに、1審原告が1審被告統一協会の教義について講義を受けたり、ビデオを見たりした際に書き留めたメモ（甲B91ないし94）の記載によると、1審原告が当該講義やビデオの内容自体によって殊更に不安や恐怖心を抱かされたような事情も特段うかがわれない。したがって、1審原告の上記主張も採用することができない。

(エ) なお、1審原告は、1審被告統一協会が信者から財産を収奪する手段として清平修練会を利用しており、1審原告自身も、清平修練会に13回も参加させられて欺罔・脅迫行為を受け続けたため、畏怖・誤信状態に追い込まれて献金をさせられたなどと主張する。証拠（甲A79, 86, 87, 弁論の全趣旨）によると、清平修練会には霊的な要素が強いことはうかがわれるが、そのことから直ちに1審被告統一協会が清平修練会を信者から財産を収奪する手段として利用していたとまでは認めることができないし、1審原告の清平への渡航が1審被告統一協会の強制によるものであると認めるに足る証拠もない。また、前記1の認定によると、前記1(7)の清平聖殿献金及び同(10)の先祖解怨献金は、献金の動機の点において、清平への渡航との間に直接の関連性が認められる（ただし、これらの献金の勧誘行為についても、後記2(5)及び(8)のとおり、

違法性は認められない。)が、その他の各献金については、献金の動機の点のみならず、献金の時期の点においても、清平への渡航との間に直接の関連性を認めることが困難であること（この点については、各献金の勧誘行為の違法性を検討する際に、個別に言及する。）、さらには、1審原告自身も、「必ずしも清平に行ったから、献金するとかつていうことではなかったです。」と供述していること（当審における1審原告本人〔20〕）にかんがみると、清平での体験がそれらの献金に決定的な影響を及ぼしたものと認めることはできないといわざるを得ない。したがって、1審原告の上記主張も採用することができない。

ウ そこで、以下においては、上記アの違法性の判断基準及び評価方法に基づき、前記1の認定事実を前提として、害悪の告知等により1審原告が自由な意思決定を阻害された状態で献金や商品の購入をさせられたと認められるか否かについて個別に検討する。

- (2) 献金等の勧誘行為の違法性の有無及び1審被告個人ら4名の責任は、以下のとおり原判決を訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の2(2)ないし(20)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決54頁の(5)の項（同頁21行目ないし26行目）を次のとおり改める。

「(5) 清平聖殿献金（前記1(7)）

前記1(7)のとおり、1審原告は、平成9年3月、清平で開催された祈祷院聖殿起工式に参加し、帰国後に、清平聖殿献金として320万円を1審被告統一協会に交付しているが、この献金は、同起工式における文鮮明の信者らに対する一般的な呼び掛けに応じてされたものであり、1審原告は、自分が選ばれて同起工式に参加することができたことや、献金をすれば清平の塔の中に名前が刻まれて名前が永遠に残ることを名誉に思い、この献金をしたものと認めるのが相当である。

1 審原告は、清平修練会において悪霊がいかに恐ろしいかを教え込まれ、献金をしなければ自分や家族にいかなる災難が降りかかるか分からないという不安や恐怖に駆られて、献金を拒むことができなかった旨主張するが、1 審原告の原審供述や甲 4 7 号証の陳述記載からは上記主張事実を認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。なお、証拠（甲 B 1 3，9 5 の 2，弁論の全趣旨）によると、平成 9 年 3 月の清平への渡航は、上記の起工式に参加しただけであって、霊的な行事等が行われる修練会に参加したのではなかったものと認められる。これに、上記の献金の経緯や動機、韓国から帰国した後に献金がされていることを考え併せると、1 審原告の上記主張は採用することができず、1 審原告に対する 3 2 0 万円の清平聖殿献金の勧誘行為を違法と評価することはできない。」

イ 原判決 5 5 頁の(6)の項（同頁 1 行目ないし 9 行目）を次のとおり改める。

「(6) 独身祝福献金（前記 1(8)）

前記 1(8)のとおり、^上は、独身祝福の意義や価値について講義を受けた 1 審原告に対し、祝福を受けなければ地獄に行くことになるなどの話をしているが、これは 1 審被告統一協会の教義の説明の域を出ておらず、地獄等の話をしたことをもって直ちに違法と評価することはできないし、1 審原告は、亡き夫と共に祝福を受け、霊界に行っても夫と一緒にいたいとの思いから献金をしたものと認めるのが相当であり、献金額の点も考慮に入れると、この献金は、1 審被告らの違法な勧誘行為により 1 審原告が自由な意思決定を阻害された状態でしたとまでは認められない。

したがって、1 審原告に対する 7 0 万円の独身祝福献金の勧誘行為を違法と評価することはできない。」

ウ 原判決 5 5 頁の(7)の項（同頁 1 0 行目ないし 1 9 行目）を次のとおり改

める。

「(7) 総生畜献金 (前記 1(9))

前記 1(9)のとおり、1 審被告統一協会の信者は、1 審原告に対し、「あなたの分だけでは足りず、お母さんの分も併せて献金しないと、お母さんも助からず、地獄に行くことになる。」などと具体的な害悪を告知して、1 審原告の不安や恐怖心をあおり、総生畜献金名下に、自分の分に母親の分も加えた二人分の献金として、平成 10 年 2 月 1 日に 160 万円、同月 24 日に 40 万円、同年 3 月 29 日に 200 万円、同年 5 月 12 日に 20 万円の合計 420 万円を 1 審被告統一協会に献金させたのであるから、この総生畜献金の勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為というべきである。」

エ 原判決 55 頁ないし 56 頁の(8)の項 (同 55 頁 20 行目ないし同 56 頁 7 行目) を次のとおり改める。

「(8) 先祖解怨献金 (前記 1(10))

前記 1(10)のとおり、1 審被告統一協会の●教域長は、竹の塚教会に礼拝に来た信者ら (1 審原告を含む。) に対し、先祖解怨の話を持ち出し、献金をしなければ地獄に行った先祖を解放することはできず、先祖を解放することで地上にいる者も救われるなどと述べ、また、その後も、1 審被告統一協会の信者が、1 審原告に対し、先祖の因縁をはらって先祖を救うのが 1 審原告の使命であるなどと述べて、平成 10 年 7 月 31 日に 140 万円、同年 11 月 25 日に 140 万円、平成 14 年 3 月 13 日までに 69 万 3000 円の合計 349 万 3000 円を被告統一協会に献金させたが、●教域長等の上記話は、いずれも 1 審被告統一協会の教義 (先祖解怨) の説明や地獄等の話の域を出ないものであって、他に 1 審被告らが 1 審原告に対して更に具体的な害悪の告知をしたり、心理的な圧力をかけたりした事実を認めるに足りる

的確な証拠はない。また、1審原告は、平成11年から平成14年にかけて再三にわたり清平に行っており、特に平成13年5月と7月には同所において解怨の儀式を受けている（甲B90の6及び7、124〔18〕）が、1審原告が他の信者らとは異なる特別の体験をしたと認めるに足りる証拠はないし、その渡航の時期の点においても、各献金との間に直接の関連性を認めることは困難であることから、各回の献金額の点も考慮に入れると、1審被告らの違法な勧誘行為により1審原告が自由な意思決定を阻害された状態で献金をしたとまで認めることは困難である。

したがって、1審原告に対する合計349万3000円の先祖解怨献金の勧誘行為を違法と評価することはできない。」

オ 原判決56頁の(9)の項（同頁8行目ないし17行目）を次のとおり改める。

「(9) 霊肉祝福献金（前記1(11)）

前記1(11)のとおり、1審被告統一協会の信者らは、1審原告に対し、霊肉祝福の話を持ち出し、献金をすれば亡くなった夫と地上界で一緒に暮らすことができ、その存在を身近に感じることができるなどと述べて、霊肉祝福献金をするよう勧めたが、1審原告は、その後、霊肉祝福について講義を受け、その意義や聖酒式、祝福式等の各種行事の流れ等を学び、平成11年2月7日に韓国で開催された国際合同祝福結婚式に参加して、その帰国後の同月23日になって本件献金を行っていること、上記の講義等は1審被告統一協会の教義の説明の域を出ないものと認められ、これを超えて1審被告らが1審原告に対して具体的な害悪の告知をしたり、心理的な圧力をかけたりした事実を認めるに足りる的確な証拠はないから、献金額の点も考慮に入れると、1審被告らの違法な勧誘行為により1審原告が自由な意思決定を阻害

された状態で献金をしたとまで認めることは困難である。

したがって、1審原告に対する140万円の霊肉祝福献金の勧誘行為を違法と評価することはできない。」

カ 原判決57頁7行目の末尾に次のとおり加える。

「なお、1審原告は、当審において提出した陳述書（甲B125）において、平成12年9月21日の2000万円については、1審被告統一協会から、「同月30日までに3600（冊）の聖本を勝利しなければならない。清く、雄々しくあれ。」などと、聖本摂理の指示を受け、その日までに3600冊の聖本を勝利しなければ日本の国が勝利することができず、自分たちの幸せもないとの切迫した思いから、献金をした旨陳述記載している一方、当審での本人尋問においては、「どの献金をカウントしたのか分からないが、3000万円の献金で1冊となる。カウントは教会がしてくれた。一度に2冊もらったこともある。」旨供述している。そうすると、上記の陳述記載のみでは、上記2000万円の献金が聖本の授与を目的とする献金であったとは断定し難いといわざるを得ず、他に上記献金が聖本の授与を目的とするものであったと認めるに足りる証拠はない。また、上記献金が聖本の授与を目的とする献金であったとしても、1審原告自身が聖本を獲得する意義を肯定してした献金であったと推測されるし、1審被告らが、1審原告に対し、聖本を獲得しないと1審原告に害悪が及ぶことになるなどとして、その不安や恐怖心を殊更に駆り立てたと認めるに足りる証拠はないから、献金額の多さを考慮に入れても、1審被告らの違法な勧誘行為により1審原告が自由な意思決定を阻害された状態で上記献金をしたとまで認めることは困難である。なお、1審原告は、平成12年7月22日から24日まで清平へ渡航している（甲B124〔15, 18〕）が、この渡航と上記献金との間には約2か月の期間の経過があるし、他に両者の間に直接の関連性を認めるに足りる証拠はない。その他、上記20

00万円の献金が1審被告らの違法な勧誘行為によってされたものと認めるに足りる証拠はない。」

キ 原判決57頁16行目の末尾に次のとおり加える。

「なお、1審原告は、当審において提出した陳述書（甲B125）において、平成13年12月20日の1200万円と同月25日の2800万円については、1審被告統一協会から女性信者の責任の重さ（妻としての85%の頑張り）を繰り返し教えられる中で、自分も■■■家の氏族メシアとして頑張らなければならないとの追い詰められた気持ちになり、献金を断ることができなかった旨陳述記載しているが、他方、当審での本人尋問においては、上記献金の動機や目的は覚えていない旨供述しているのであって、その出えんの具体的な経緯が明らかでないといわざるを得ない。また、上記の陳述記載のような状況で献金をしたとしても、そのことから直ちに、1審原告が自由な意思決定を阻害された状態で献金をしたとまで認めることは困難であって、他に1審被告らが具体的な害悪を告知するなどして1審原告の不安や恐怖心をあおり、上記献金をさせたと認めるに足りる証拠はない。なお、1審原告は、同年には、3回（3月31日から4月2日まで、5月10日から12日まで、7月14日から16日まで）、清平修練会に参加している（甲B124〔14、15〕）が、これらの参加と上記2回の献金との間には相当の期間が経過しているし、他に両者の間に直接の関連性を認めるに足りる証拠はない。

さらに、1審原告は、同年8月9日の300万円については、上記7月14日から16日まで参加した清平修練会において霊肉祝福の行事を体験して強烈なショックを受けたため、献金をしなければならないという気にさせられて献金をした旨陳述記載している（甲B125〔12〕）が、同修練会（霊肉界祝福家庭出発修練会）に参加した際に1審原告が書き留めたメモ（甲B93）の記載によると、同修練会において1審原告が殊更に

不安や恐怖心を抱かされたような事情は特段うかがわれないから、1審原告が自由な意思決定ができない状態で献金をしたものと認めることは困難である。」

ク 原判決57頁23行目の末尾に次のとおり加える。

「なお、1審原告は、同月25日に妻としての85%の頑張り等について講義を受けた後であったので、この献金を断ることができなかった旨陳述記載している（甲B125〔10, 11〕）が、他方、当審での本人尋問においては、この献金についても、動機や目的は覚えていない旨供述しているのであって、その出えんの具体的な経緯が明らかでないといわざるを得ない。なお、1審原告は、同月19日から21日まで清平修練会に参加しているが、この修練会については、病院や本殿聖地の建設等の話がされたことのみ覚えているというのである（甲B124〔16〕）から、この点からも、献金の際に具体的な害悪の告知等があったものと認めることはできない。」

ケ 原判決58頁ないし59頁のエの項（同58頁15行目ないし同59頁1行目）を次のとおり改める。

「エ 前記1(15)エのとおり、1審被告^A、1審被告^D及び[■]は、さいたまスーパーアリーナにおいて文鮮明の三男である顕進が出席した大会が開催された直後、レストランに1審原告を呼び出して説得を行い、1審原告に対し、献金は自分から進んでやらなければ意味がないと心理的圧力を加えて自ら献金を申し出るように仕向け、平成14年7月19日に3000万円を1審被告統一協会に献金させた。

1審原告は、1審被告^Aらの上記説得により、献金をしなければ、日本が滅びて[■]家も滅び、子や孫が不幸になることは何としても避けなければならないという思いに追い詰められ、不安や恐怖心により自由な意思決定を阻害された状態で、3000万円という著しく過大

な献金をしたものと認められるから、この献金の勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為というべきである。」

コ 原判決59頁のカの項（同頁10行目ないし18行目）を次のとおり改める。

「カ 前記1(5)カのとおり、平成14年9月20日の66万円の献金は、信者全体が行う予定であった33数の献金に、母親の手術の成功を祈願して、母親の分も加えて行われたものであり、1審被告^Aが1審原告に頼まれて母親に聖酒を飲ませていることや、献金額の点も考慮に入れると、この献金は、1審原告が自由な意思決定を妨げられた状態でしたものとは認められない。

したがって、この献金については、違法性は認められない。」

サ 原判決59頁ないし60頁のアの項（同59頁26行目ないし同60頁9行目）を次のとおり改める。

「ア 前記1(6)アのとおり、1審被告^A及び1審被告^Dは、竹の塚教会の信者ら（1審原告を含む。）に対し、真のお母様の還暦祝いとして60万円を献金するように呼び掛け、1審原告に対しては、特に選ばれて韓国に行く立場の人だからとして献金額の上乗せを勧め、平成15年1月9日に600万円を被告統一協会に献金させた。当時、1審被告統一協会では、リージョン、教区、教域ごとに献金の目標額を定め、信者らに対し、いつもよりも献金の呼び掛けを強めていたものと認められる（甲B65、原審における1審被告^A本人〔11ないし13〕、弁論の全趣旨）が、献金額の上乗せ要求のほかに、上記献金の際に1審原告に対して具体的な害悪の告知等がされたことを認めるに足りる証拠はないから、1審原告は、清平修練会に再三にわたって参加している自分の立場（1審原告は、平成13、14年には、年に3回ずつ清平修練会に参加している（甲B124〔18〕）。）や、

真のお母様の還暦祝いという特別の機会における献金であることを踏まえて、一般の信者よりも多い献金をしたものと認めるのが相当である。

したがって、1審原告に対する600万円の真のお母様の還暦祝い献金の勧誘行為を違法と評価することはできない。」

シ 原判決62頁20行目の「献金1億8066万円」を「献金1億8000万円」と、同頁21行目の「献金900万円」を「献金300万円」と改める。

ス 原判決63頁22行目ないし23行目の「前記(13)イないしカの平成14年分の献金及び前記(14)アの平成15年分の献金」を「前記(13)イないしオの平成14年分の献金」と改める。

3 争点(2) (被告統一協会の責任の有無) について

1審被告統一協会の不法行為責任（民法709条）及び使用者責任（民法715条）は、原判決の「事実及び理由」中の第3の3の(1)及び(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決65頁2行目の「献金式」を「献金式等」と改める。

4 争点(3) (損害額) について

1審原告が1審被告らの不法行為によって被った損害は、以下のとおりである。

(1) 献金額の合計 2億5020万円

その内訳は、第1回目の献金（前記2(2)）の600万円、第2回目の献金（前記2(3)）の5700万円、総生畜献金（前記2(7)）の420万円、平成14年分の献金（前記2(13)）の1億8000万円及び平成15年分の献金（前記2(14)）の300万円である。

ただし、前記認定のとおり、1審被告統一協会が全額につき賠償する責任を負い、1審被告^Aは1億8300万円の限度で、1審被告^Bは1億8

000万円の限度で、1審被告^Cは1億5000万円の限度で、1審被告^Bは600万円の限度で、それぞれ1審被告統一協会と連帯して賠償する責任を負う。

なお、1審原告の上記の各損害に対する遅延損害金の請求は、不法行為の時を起算日とするものであるところ、不法行為の後に損害が発生した場合については、不法行為の時ではなく、損害の発生日を起算日とすべきであるから、1審原告から1審被告統一協会に対して各金員が交付された日（献金に先行して貸付が行われた前記2(2)及び(3)の場合については、それぞれ当該貸付の日）を起算日とする限度で認容するのが相当である。

(2) 慰藉料 100万円

前記2に認定のとおり、1審被告統一協会の信者らによる1審原告に対する献金の勧誘行為には、社会的相当性を逸脱した違法な行為と評価されるべきものがあり、1審原告は、これによって不安を抱かせられ、多額の献金を決意させられるなどの精神的苦痛を受けたものと認められるところ、これを金銭に評価すると、慰藉料は100万円が相当であると認められる。

そして、この慰藉料については、1審被告統一協会は全額につき賠償する責任を負い、1審被告個人ら4名は、各人の不法行為への関与の度合いに応じて、1審被告^A及び1審被告^Dは各70万円の限度で、1審被告^Cは60万円の限度で、1審被告^Bは10万円の限度で、それぞれ1審被告統一協会と連帯して賠償する責任を負うものと認めるのが相当である。

なお、1審原告の上記の慰藉料に対する遅延損害金の請求は、一連の不法行為の後の日である本件訴状の1審被告らへの各送達日の翌日を起算日とするものであるから、1審被告統一教会、1審被告^A、1審被告^D及び1審被告^Cについてはいずれも平成16年1月8日を、1審被告^Bについては同月9日を起算日として認容するのが相当である。

(3) 弁護士費用 2500万円

1 審原告は、本件訴訟の追行を弁護士に委任する必要があったと認められるところ、事案の内容等に照らすと、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、2500万円が相当であると認められる。

そして、この弁護士費用についても、1 審被告統一協会は全額につき賠償する責任を負い、1 審被告個人ら4名は、各人の不法行為への関与の度合いに応じて、1 審被告^A及び1 審被告^Dは各1600万円の限度で、1 審被告^Cは1400万円の限度で、1 審被告^Bは50万円の限度で、それぞれ1 審被告統一協会と連帯して賠償する責任を負うものと認めるのが相当である。

なお、1 審原告の上記の弁護士費用に対する遅延損害金の請求も、一連の不法行為の後の日である1 審被告らへの本件訴状の各送達日の翌日を起算日とするものであるから、それぞれ上記(2)と同じ日を起算日として認容するのが相当である。

第4 結論

以上の次第であるから、1 審原告の1 審被告統一協会に対する請求は2億7620万円及び別紙損害額一覧表の「1 1 審被告統一協会」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、1 審原告の1 審被告^Aに対する請求は1億9970万円及び別紙損害額一覧表の「2 1 審被告^A」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、1 審原告の1 審被告^Dに対する請求は1億9670万円及び別紙損害額一覧表の「3 1 審被告^D」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、1 審原告の1 審被告^Cに対する請求は1億6460万円及び

別紙損害額一覧表の「4 1 審被告^C」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、1 審原告の1 審被告^Bに対する請求は660万円及び別紙損害額一覧表の「5 1 審被告^B」の「金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金の起算日」欄記載の各日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において、それぞれ理由がある。

よって、1 審被告らの控訴に基づき、原判決を変更して、1 審原告の請求を上記の限度でそれぞれ認容し、その余の請求はいずれも棄却するとともに、1 審原告の控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 宗 宮 英 俊

裁判官 坂 井 満

裁判官 原 優

(別紙)

損 害 額 一 覧 表

1 1 審被告統一協会 賠償すべき損害額 2億7620万円
(内訳) 献金額 2億5020万円
慰藉料 100万円
弁護士費用 2500万円

損害の内訳	金 額	遅延損害金の起算日
献金額	600万円	平成 3年 8月12日
	5000万円	平成 5年 6月 1日
	700万円	平成 7年 8月 9日
	160万円	平成10年 2月 1日
	40万円	平成10年 2月24日
	200万円	平成10年 3月29日
	20万円	平成10年 5月12日
	3000万円	平成14年 3月29日
	5000万円	平成14年 5月27日
	3000万円	平成14年 7月19日
	7000万円	平成14年 8月30日
	300万円	平成15年 5月30日
慰藉料	100万円	平成16年 1月 8日
弁護士費用	2500万円	平成16年 1月 8日

2 1 審被告 ^A 賠償すべき損害額 1億9970万円
 (内訳) 献金額 1億8300万円
 慰藉料 70万円
 弁護士費用 1600万円

損害の内訳	金 額	遅延損害金の起算日
献金額	3000万円	平成14年 3月29日
	5000万円	平成14年 5月27日
	3000万円	平成14年 7月19日
	7000万円	平成14年 8月30日
	300万円	平成15年 5月30日
慰藉料	70万円	平成16年 1月 8日
弁護士費用	1600万円	平成16年 1月 8日

3 1 審被告 ^D 賠償すべき損害額 1億9670万円
 (内訳) 献金額 1億8000万円
 慰藉料 70万円
 弁護士費用 1600万円

損害の内訳	金 額	遅延損害金の起算日
献金額	3000万円	平成14年 3月29日
	5000万円	平成14年 5月27日
	3000万円	平成14年 7月19日
	7000万円	平成14年 8月30日
慰藉料	70万円	平成16年 1月 8日
弁護士費用	1600万円	平成16年 1月 8日

4 1 審被告 ^C 賠償すべき損害額 1億6460万円

(内訳) 献金額 1億5000万円

慰藉料 60万円

弁護士費用 1400万円

損害の内訳	金 額	遅延損害金の起算日
献金額	3000万円	平成14年 3月29日
	5000万円	平成14年 5月27日
	7000万円	平成14年 8月30日
慰藉料	60万円	平成16年 1月 8日
弁護士費用	1400万円	平成16年 1月 8日

5 1 審被告 ^B 賠償すべき損害額 660万円

(内訳) 献金額 600万円

慰藉料 10万円

弁護士費用 50万円

損害の内訳	金 額	遅延損害金の起算日
献金額	600万円	平成 3年 8月12日
慰藉料	10万円	平成16年 1月 9日
弁護士費用	50万円	平成16年 1月 9日

以 上

これは正本である。

平成 1 9 年 7 月 1 2 日

東京高等裁判所第 1 6 民事部

裁判所書記官 坂 井 貴 也